

第5章 介護保険事業費の見込みと保険料の設定

1 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険事業費の見込み

サービス見込量に、各サービスの利用1回・1日あたり給付額を乗じて総給付費を求めます。

介護給付費

(単位：千円)

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	4,180,667	4,297,717	4,414,858	4,993,380
②訪問入浴介護	96,306	99,790	101,869	116,916
③訪問看護	1,142,859	1,172,046	1,201,467	1,352,487
④訪問リハビリテーション	331,230	339,900	348,192	390,702
⑤居宅療養管理指導	709,419	728,320	747,026	843,079
⑥通所介護	4,208,870	4,311,683	4,411,830	4,961,871
⑦通所リハビリテーション	900,582	924,378	945,918	1,064,229
⑧短期入所生活介護	871,733	895,018	920,051	1,045,635
⑨短期入所療養介護	207,944	213,874	219,594	248,299
⑩福祉用具貸与	1,160,979	1,189,969	1,220,748	1,381,750
⑪特定福祉用具購入	43,215	44,427	44,780	50,643
⑫住宅改修	89,081	90,036	91,796	102,721
⑬特定施設入居者生活介護	1,864,200	1,900,945	1,940,648	2,229,826
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,376,068	1,413,938	1,451,253	1,640,084
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	1,120,504	1,148,316	1,174,497	1,319,621
④認知症対応型通所介護	308,010	316,093	328,672	368,621
⑤小規模多機能型居宅介護	655,236	677,356	698,062	788,510
⑥認知症対応型共同生活介護	1,820,306	1,855,047	1,894,130	2,181,343
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	222,617	228,230	231,736	262,731
(3) 居宅介護支援				
	2,010,920	2,058,876	2,104,764	2,359,690
(4) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	4,399,657	4,405,225	4,405,225	5,521,541
②介護老人保健施設	3,101,449	3,105,374	3,105,374	3,864,986
③介護医療院	750,910	751,860	751,860	936,481
④介護療養型医療施設				
介護給付費計(小計)	31,572,762	32,168,418	32,754,350	38,025,146

資料：地域包括ケア「見える化」システムから引用

予防給付費

(単位：千円)

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
(1) 居宅サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	130,501	132,703	134,427	141,554
③介護予防訪問リハビリテーション	59,288	60,333	61,027	64,355
④介護予防居宅療養管理指導	35,163	35,846	36,226	37,989
⑤介護予防通所リハビリテーション	190,980	194,404	197,035	207,561
⑥介護予防短期入所生活介護	3,554	3,559	3,559	3,559
⑦介護予防短期入所療養介護	2,371	2,374	2,374	2,714
⑧介護予防福祉用具貸与	130,737	132,785	134,381	141,473
⑨特定介護予防福祉用具購入費	14,074	14,074	14,397	14,720
⑩介護予防住宅改修	68,715	69,713	69,713	72,903
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	90,354	92,322	93,039	97,165
(2) 地域密着型サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	26,409	27,036	27,036	29,183
③介護予防認知症対応型共同生活介護	6,134	6,142	6,142	6,142
(3) 介護予防支援	154,968	157,600	159,456	167,581
予防給付費計 (小計)	913,248	928,891	938,812	986,899

総給付費 (合計) = 介護給付費計 + 予防給付費計	32,486,010	33,097,309	33,693,162	39,012,045
---------------------------------------	------------	------------	------------	------------

資料：地域包括ケア「見える化」システムから引用

(2) 地域支援事業費の見込み

第9期計画期間の地域支援事業費見込額（介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業費・任意事業費の合計額）は約60億円となります。

地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,257,641	1,290,497	1,314,833	1,117,029
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	498,000	498,000	498,000	409,281
包括的支援事業（社会保障充実分）	210,400	210,400	210,400	206,700

※千円単位で四捨五入しているため、各項目別の合計と、地域支援事業費は一致しない場合があります。

(3) 介護保険事業に係る費用の見込み

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金などから構成されます。

2040年度（令和22年度）までの介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

2040年度（令和22年度）までの事業費の見込み

(単位：千円)

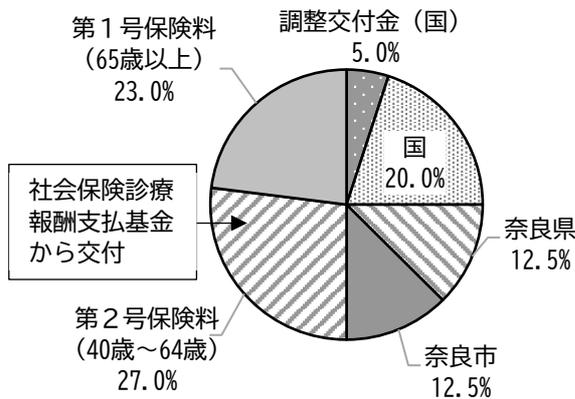
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2040年度 (令和22年度)
給付費関係				
介護給付費 ①	31,572,762	32,168,418	32,754,350	38,025,146
予防給付費 ②	913,248	928,891	938,812	986,899
総給付費 ③=①+②	32,486,010	33,097,309	33,693,162	39,012,045
特定入居者介護サービス等給付額 ④	720,747	738,149	753,224	849,904
高額介護サービス等給付費 ⑤	1,022,884	1,047,745	1,069,143	1,204,072
高額医療合算介護サービス費等給付額⑥	126,909	129,809	132,460	151,764
審査支払手数料 ⑦	47,130	48,207	49,191	56,360
標準給付費 ⑧=③+④+⑤+⑥+⑦	34,403,680	35,061,219	35,697,180	41,274,145
地域支援事業費 ⑨	1,966,041	1,998,897	2,023,233	1,733,010
標準給付費と地域支援事業費の合計 ⑧+⑨	36,369,721	37,060,116	37,720,413	43,007,155

(4) 保険給付などの財源構成

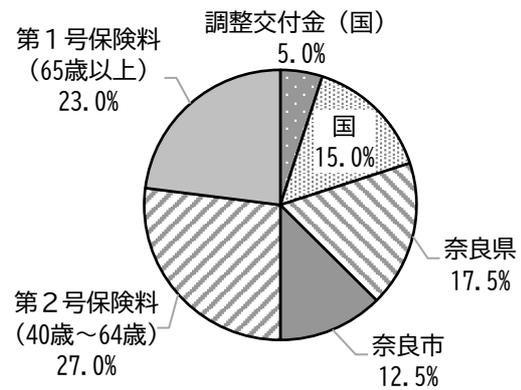
介護給付などにかかる事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第9期計画（2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度））では23.0%となります。

国の調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を乗じて算出されます。

居宅給付費の財源構成



施設等給付費の財源構成



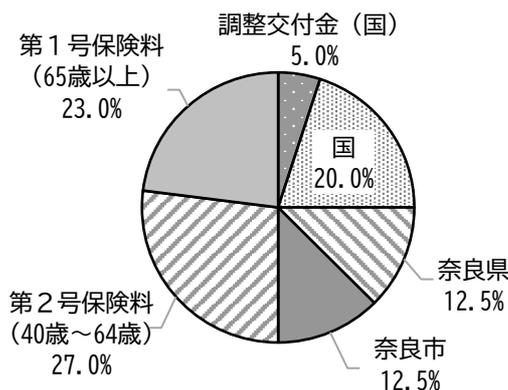
(5) 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50.0%が国、県、市による公費負担、50.0%が第1号と第2号の保険料負担です。

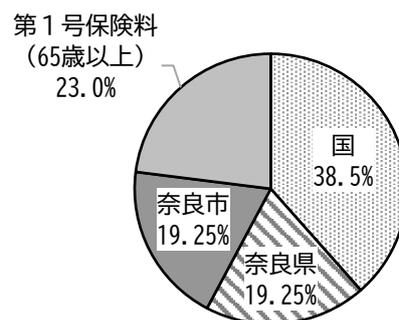
包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77.0%が国、県、市による公費負担、23.0%が第1号保険料で構成されます。

地域支援事業費の財源構成

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



2 第1号被保険者の介護保険料基準月額の設定

(1) 保険料収納必要額の見込み

標準給付費と地域支援事業費の見込額をもとに、次の算定式により保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned} \text{保険料収納必要額} = & (\text{③標準給付費と地域支援事業費見込額の合計} \times 0.23 \\ & + \text{⑤財政調整交付金相当額} - \text{⑦財政調整交付金見込額} \\ & - \text{⑩介護給付費準備基金取崩額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 25,027,575 \text{ 千円} = & (111,150,250 \text{ 千円} \times 0.23 \\ & + 5,451,253 \text{ 千円} - 4,988,235 \text{ 千円} - 1,000,000 \text{ 千円}) \end{aligned}$$

保険料収納必要額の算定

(単位：千円)

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	合計
①標準給付費見込額	34,403,680	35,061,219	35,697,180	105,162,079
②地域支援事業費見込額	1,966,041	1,998,897	2,023,233	5,988,171
③上記①と②の合計	36,369,721	37,060,116	37,720,413	111,150,250
④第1号被保険者負担分相当額※1	8,365,036	8,523,827	8,675,695	25,564,558
⑤財政調整交付金相当額※2	1,783,066	1,817,586	1,850,601	5,451,253
⑥財政調整交付金見込交付割合	4.43%	4.54%	4.75%	
⑦財政調整交付金見込額※3	1,579,796	1,650,368	1,758,071	4,988,235
⑧財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0
⑨財政安定化基金償還金	0	0	0	0
⑩介護給付費準備基金取崩額				1,000,000
⑪保険料収納必要額				25,027,575

※1：③（①と②）の合計×0.23

※2：⑤財政調整交付金相当額

=（①標準給付費見込額+②地域支援事業費（内介護予防・日常生活支援総合事業費に係る分））×0.05

※3：⑤財政調整交付金相当額×⑥財政調整交付金見込交付割合÷0.05

保険料収納必要額について

	説明
⑤財政調整交付金相当額	財政調整交付金とは、後期高齢者数や所得水準などの違いによる保険料の額への影響を標準化し、介護保険財政の安定化を図るもの。
⑥財政調整交付金見込交付割合	65～74歳、75～84歳、85歳以上の後期高齢者割合及び第1号被保険者の所得の分布を全国平均と比較して算出した係数を用いて決定する。奈良市は後期高齢者割合が全国平均より低く、第1号被保険者の所得水準が全国平均より高いため、標準の5%よりも低い割合となる。
⑦財政調整交付金見込額	奈良市の第9期計画期間中の財政調整交付金見込交付割合は5%を下回っており、⑤財政調整交付金相当額より少ない。
⑧財政安定化基金拠出金見込額	国、都道府県及び市町村が原資を負担し、都道府県が設置する基金で市町村に交付、貸与することにより、保険財政の安定化を図るもの。第9期計画期間中は、基金として確保すべき額が満たされているため拠出はない。
⑩介護給付費準備基金取崩額	介護給付費準備基金とは、介護保険制度が3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余分（第1号被保険者保険料）を適切に管理するために設けられているもの。第1号被保険者に還元し、保険料の上昇を抑制するため、奈良市では第9期計画期間中に10億円を取り崩す。

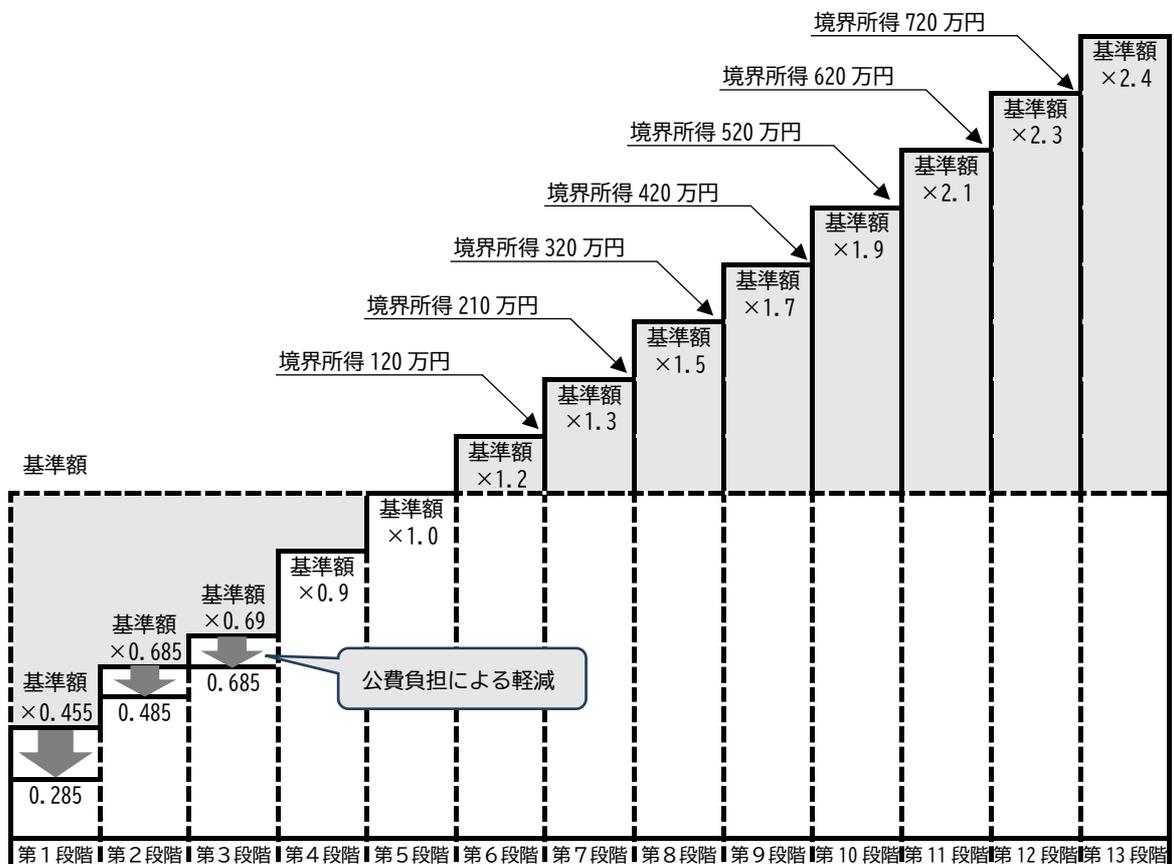
(2) 第9期における介護保険料の設定

国の標準段階区分設定

第9期においては、低所得者の保険料軽減を拡充するため、給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡充するなどの措置がとられます。

国の標準段階区分は13段階に設定されています。

国の標準段階区分



奈良市における介護保険料の設定（18段階設定による弾力化）

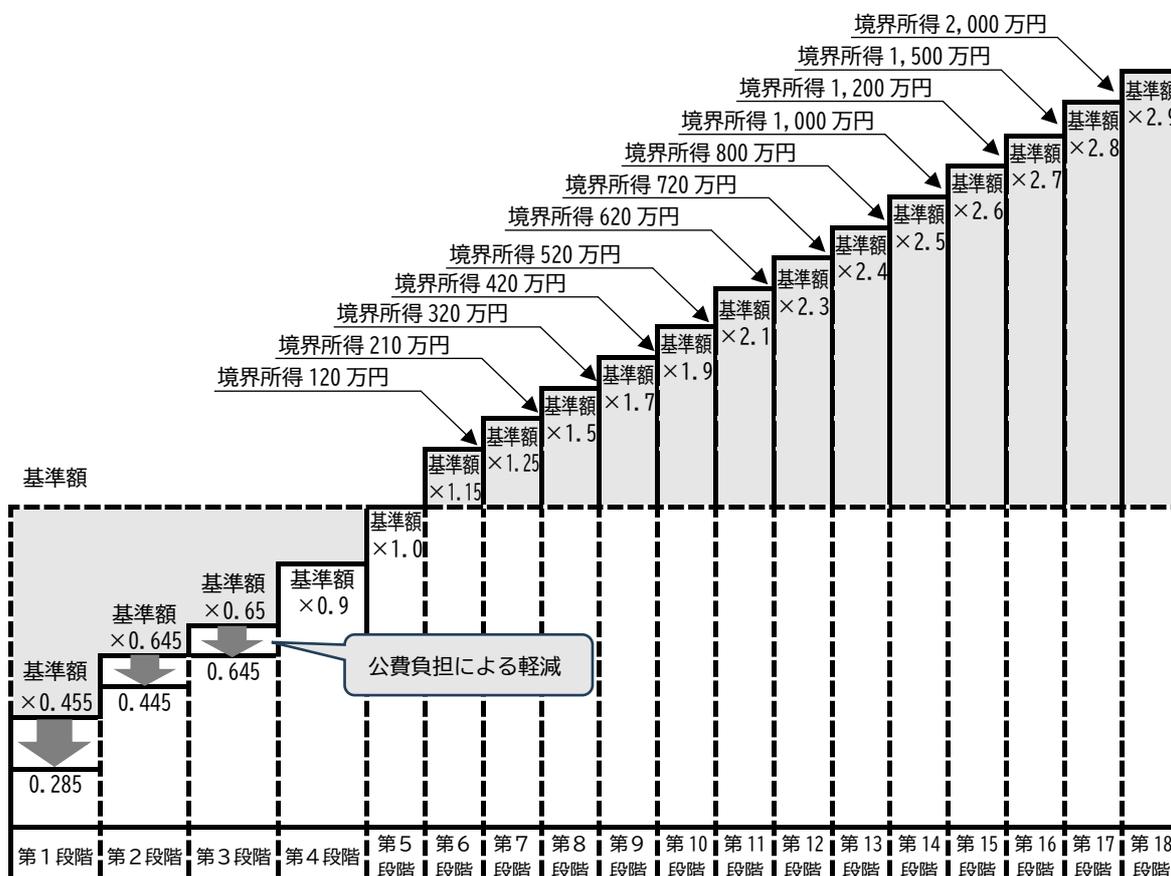
奈良市では、低所得者の負担軽減等を図り、被保険者全体の負担を均衡に保つため、これまで多段階設定を行ってきました。

この考え方を引き継ぎ、第9期においてもできるだけ被保険者全体の介護保険料の負担が上昇しないことを基本として、所得に応じた負担のバランスにきめ細かく配慮し、介護保険料の上昇を抑えました。

- 第2段階、第3段階については、国の標準段階設定の乗率0.685、0.69ではなく、奈良市の乗率0.645、0.65とし、負担の上昇を抑えました。
- 第6段階、第7段階については、国の標準段階設定の乗率1.2、1.3ではなく、奈良市の第8期の乗率1.15、1.25に据え置き、負担の上昇を抑えました。
- 一方、第14段階以上の高所得者層については、800万円、1,000万円、1,200万円、1,500万円、2,000万円の境界所得を設定するなど更なる細分化を行うとともに、所得に応じた乗率を設定することにより、被保険者全体の介護保険料の上昇を抑えました。

このような18段階設定により、次のとおり介護保険料基準月額を設定します。

奈良市の所得段階区分の設定（第9期）



$$\text{保険料基準月額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率 (97.44\%)} \\ \div \text{所得段階別補正後被保険者数 (※)} \div 12 \text{ か月}$$

※3か年の所得段階別補正後被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階の人数比で割り振った人数で344,119人となります。

介護保険料基準額（月額）の内訳（第9期）

	第9期介護保険料基準額		2040年度 (令和22年度)
	金額	構成比	金額
総給付費	5,790 円	89.5%	7,639 円
在宅サービス	3,670 円	56.7%	4,734 円
居住系サービス	675 円	10.4%	884 円
施設サービス	1,445 円	22.3%	2,021 円
その他給付費	336 円	5.2%	424 円
地域支援事業費	342 円	5.3%	325 円
保険料収納必要額（月額）	6,469 円	100.0%	8,387 円
準備基金取崩額	249 円	3.8%	0 円
基準保険料額（月額）	6,220 円	96.2%	8,387 円

介護保険料額（第9期）

区分		基準額 に対する 割合	軽減後の 割合	第9期 介護保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	0.455	0.285	21,300円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.645	0.445	33,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.65	0.645	48,100円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方（同一世帯に課税されている方がいる）	0.90		67,200円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方（同一世帯に課税されている方がいる）	1.00		74,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.15		85,800円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円未満の方	1.25		93,300円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円未満の方	1.50		112,000円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円未満の方	1.70		126,900円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円未満の方	1.90		141,800円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円未満の方	2.10		156,700円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円未満の方	2.30		171,700円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円未満の方	2.40		179,100円
第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円未満の方	2.50		186,600円
第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,200万円未満の方	2.60		194,100円
第16段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,500万円未満の方	2.70		201,500円
第17段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が2,000万円未満の方	2.80		209,000円
第18段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方	2.90		216,500円

(注1)「老齢福祉年金」とは、国民年金制度が創設された時点で、すでに高齢になられていた方などに支給されている年金で、老齢基礎年金等とは異なります。

(注2)「公的年金等の収入金額」とは、老齢・退職年金等の課税年金収入額であり、障害年金・遺族年金等の非課税年金収入額は含みません。

(注3)「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれ前年中（1月～12月）の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出され、医療費控除や扶養控除、社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。また、株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額、土地や建物などの譲渡所得については特別控除後の金額となります。なお、提出された確定申告書などの申告書に株式等の譲渡所得に係る記載がある場合には、株式等の譲渡所得は合計所得金額に含みます。

(注4)「市町村民税課税」には、市町村民税の均等割のみの課税を含みます。

(注5)第1段階から第3段階については、公費により負担割合を引き下げています。

(3) 介護保険料の減免について

介護保険料の減免については、国が提示している介護保険料を減免する場合の三原則（1. 全額免除しない。2. 一律ではなく個別申請に基づき収入資産などの状況を総合的に把握して個別判定を行う。3. 一般財源から繰入しない。）を遵守した上で、生活保護世帯を除く第1段階から第3段階の人で、介護保険料の納付がきわめて困難な人を対象に、対象者の収入や預貯金などの状況により減免の割合を設定し、介護保険料の減免制度を引き続き実施することとします。

(4) 第2号被保険者の介護保険料

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の保険料については、それぞれ加入している医療保険の制度により異なりますが、医療保険の給付に充てられる保険料と一体的に徴収されています。

(5) 奈良市介護保険料額の推移

【第1期】2000年度（平成12年度）～2002年度（平成14年度） 年間保険料額 基準月額 2,891円

保険料 所得段階 区分	対象者	年間保険料額（特別軽減措置後）		
		2000年度 (平成12年度)	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	4,300円	13,000円	17,300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	6,500円	19,500円	26,000円
第3段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	8,700円	26,000円	34,700円
第4段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が250万円未満）	10,800円	32,500円	43,400円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が250万円以上）	13,000円	39,000円	52,000円

【第2期】2003年度（平成15年度）～2005年度（平成17年度） 年間保険料額 基準月額 3,116円

保険料 所得段階 区分	対象者	年間保険料額		
		奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	18,700円	12,000円	16,800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	28,000円	18,000円	25,200円
第3段階	本人が市町村民税非課税（同一世帯に課税されている者がいる）	37,400円	24,000円	33,600円
第4段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円未満）	46,700円	30,000円	42,000円
第5段階	本人が市町村民税課税（本人の合計所得金額が200万円以上）	56,100円	36,000円	50,400円

【第3期】2006年度（平成18年度）年間保険料額

保険料 所得段階 区分	対象者	奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,800円	13,600円	17,100円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円	13,600円	17,100円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税 (上記第1段階または第2段階を除く)	30,900円	21,200円	26,500円
第4段階	本人が市町村民税非課税 (同一世帯に課税されている者がいる)	44,100円	30,200円	37,900円
第5段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が200万円未満)	55,100円	37,800円	47,400円
第6段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が400万円未満)	66,100円	45,300円	56,800円
第7段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円未満)	77,200円	52,900円	66,300円
第8段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円以上)	88,200円	60,400円	75,800円

(※月ヶ瀬・都祁は不均一賦課)

【第3期】2007年度（平成19年度）年間保険料額

保険料 所得段階 区分	対象者	奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,800円	16,400円	18,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円	16,400円	18,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税 (上記第1段階または第2段階を除く)	30,900円	25,600円	28,700円
第4段階	本人が市町村民税非課税 (同一世帯に課税されている者がいる)	44,100円	36,600円	41,000円
第5段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が200万円未満)	55,100円	45,700円	51,200円
第6段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が400万円未満)	66,100円	54,800円	61,500円
第7段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円未満)	77,200円	64,000円	71,700円
第8段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円以上)	88,200円	73,100円	82,000円

(※月ヶ瀬・都祁は不均一賦課)

【第3期】2008年度（平成20年度）年間保険料額

保険料 所得段階 区分	対象者	奈良市	月ヶ瀬地区	都祁地区
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	19,800円	19,300円	19,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円	19,300円	19,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税 (上記第1段階または第2段階を除く)	30,900円	30,000円	30,400円
第4段階	本人が市町村民税非課税 (同一世帯に課税されている者がいる)	44,100円	42,900円	43,500円
第5段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が200万円未満)	55,100円	53,600円	54,400円
第6段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が400万円未満)	66,100円	64,300円	65,200円
第7段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円未満)	77,200円	75,100円	76,100円
第8段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円以上)	88,200円	85,800円	87,000円

(※月ヶ瀬・都祁は不均一賦課)

激変緩和保険料（2006年度（平成18年度）～2008年度（平成20年度）） 基準月額 3,674円

区分	(A)	(B)	奈良市			月ヶ瀬地区			都祁地区		
	税制改正後の 今年度の決定 所得段階区分	税制改正がな かった場合の 所得段階区分	2006年度	2007年度	2008年度	2006年度	2007年度	2008年度	2006年度	2007年度	2008年度
高齢者非課税 措置の廃止に よる、市町村 民税課税世帯 になった場合	第4段階	第1・2段階	27,900円	36,000円	36,000円	19,100円	29,900円	35,000円	24,000円	33,500円	35,500円
		第3段階	35,300円	39,700円	39,700円	24,200円	32,900円	38,600円	30,300円	36,900円	39,100円
高齢者非課税 措置の廃止に よる、本人に 市町村税が課 税された場合	第5段階	第1・2段階	31,500円	43,300円	43,300円	21,700円	35,900円	42,200円	27,200円	40,300円	42,800円
		第3段階	38,900円	47,000円	47,000円	26,700円	39,000円	45,700円	33,500円	43,700円	46,400円
		第4段階	47,800円	51,400円	51,400円	32,700円	42,600円	50,000円	41,000円	47,800円	50,800円

【第4期】2009年度（平成21年度）～2011年度（平成23年度） 基準月額 3,921円

保険料 所得段階 区分	対象者	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税 で老齢福祉年金受給者	20,400円	20,800円	21,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入 金額と合計所得金額の合計が80万円以下	20,400円	20,800円	21,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税 (上記第1段階または第2段階を除く)	31,700円	32,300円	32,900円
第4段階1	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金 額と合計所得金額の合計が80万円以下 (同一世帯に課税されている者がいる)	40,800円	41,600円	42,300円
第4段階2	本人が市町村民税非課税 (同一世帯に課税されている者がいる)	45,300円	46,200円	47,100円
第5段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が125万円未満)	52,100円	53,100円	54,100円
第6段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が200万円未満)	56,600円	57,700円	58,800円
第7段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が400万円未満)	68,000円	69,300円	70,600円
第8段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円未満)	79,300円	80,800円	82,300円
第9段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円以上)	90,600円	92,400円	94,100円

【第5期】2012年度（平成24年度）～2014年度（平成26年度） 基準月額 4,705円

保険料 所得段階 区分	対象者	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
第1段階	生活保護受給者等、または世帯全員が市町村民税非課税 で老齢福祉年金受給者	25,400円	25,400円	25,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入 金額と合計所得金額の合計が80万円以下	25,400円	25,400円	25,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税 (上記第1段階または第2段階を除く)	39,500円	39,500円	39,500円
第4段階1	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金 額と合計所得金額の合計が80万円以下 (同一世帯に課税されている者がいる)	50,800円	50,800円	50,800円
第4段階2	本人が市町村民税非課税 (同一世帯に課税されている者がいる)	56,500円	56,500円	56,500円
第5段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が125万円未満)	64,900円	64,900円	64,900円
第6段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が200万円未満)	70,600円	70,600円	70,600円
第7段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が400万円未満)	84,700円	84,700円	84,700円
第8段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円未満)	98,800円	98,800円	98,800円
第9段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円以上)	112,900円	112,900円	112,900円

【第6期】2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度） 基準月額 4,924円

保険料 所得段階 区分	対象者	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	26,600円	26,600円	26,600円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	41,400円	41,400円	41,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	41,400円	41,400円	41,400円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 (同一世帯に課税されている方がいる)	53,200円	53,200円	53,200円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方 (同一世帯に課税されている方がいる)	59,100円	59,100円	59,100円
第6段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が120万円未満)	68,000円	68,000円	68,000円
第7段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が190万円未満)	73,900円	73,900円	73,900円
第8段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が290万円未満)	88,600円	88,600円	88,600円
第9段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が400万円未満)	100,400円	100,400円	100,400円
第10段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が600万円未満)	106,400円	106,400円	106,400円
第11段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円未満)	112,300円	112,300円	112,300円
第12段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が1,000万円未満)	124,100円	124,100円	124,100円
第13段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が1,000万円以上)	135,900円	135,900円	135,900円

【第7期】2018年度（平成30年度）～2020年度（令和2年度） 基準月額 5,844円

保険料 所得段階 区分	対象者	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	31,600円	26,300円	21,000円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	49,100円	40,300円	31,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	49,100円	47,300円	45,600円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 (同一世帯に課税されている方がいる)	63,100円	63,100円	63,100円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方 (同一世帯に課税されている方がいる)	70,100円	70,100円	70,100円
第6段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が120万円未満)	80,600円	80,600円	80,600円
第7段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が200万円未満)	87,700円	87,700円	87,700円
第8段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が300万円未満)	105,200円	105,200円	105,200円
第9段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が400万円未満)	119,200円	119,200円	119,200円
第10段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が600万円未満)	126,200円	126,200円	126,200円
第11段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円未満)	133,200円	133,200円	133,200円

保険料 所得段階 区分	対象者	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
第12段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が1,000万円未満)	147,300円	147,300円	147,300円
第13段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が1,000万円以上)	161,300円	161,300円	161,300円

【第8期】2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度） 基準月額 5,966円

保険料 所得段階 区分	対象者	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	21,500円	21,500円	21,500円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	32,200円	32,200円	32,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	46,500円	46,500円	46,500円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 (同一世帯に課税されている方がいる)	64,400円	64,400円	64,400円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方 (同一世帯に課税されている方がいる)	71,600円	71,600円	71,600円
第6段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が120万円未満)	82,300円	82,300円	82,300円
第7段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が210万円未満)	89,500円	89,500円	89,500円
第8段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が320万円未満)	107,400円	107,400円	107,400円
第9段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が400万円未満)	121,700円	121,700円	121,700円
第10段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が600万円未満)	128,900円	128,900円	128,900円
第11段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が800万円未満)	136,000円	136,000円	136,000円
第12段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が1,000万円未満)	150,300円	150,300円	150,300円
第13段階	本人が市町村民税課税 (本人の合計所得金額が1,000万円以上)	164,700円	164,700円	164,700円